

広島市規則第 11 号

令和 7 年 3 月 11 日

広島市報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市報発行規則の一部を改正する規則

広島市報発行規則（昭和 55 年広島市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「末日」を「10 日」に改め、同項ただし書中「は、」の右に「繰り下げて発行し、若しくは」を加え、同条第 2 項を削る。

第 4 条から第 6 条までを次のように改める。

（定期号の発行）

第 4 条 主務課（事務所その他課に準ずるものを含む。以下同じ。）の長は、前条本文に規定する発行日（同条ただし書の規定により繰り下げて発行する日を含む。）に発行する市報（以下「定期号」という。）に登載する事項の原稿を決定し、当該発行日の属する月の前月の末日までに、企画総務局法務課長（以下「法務課長」という。）の指定する方法により当該原稿を本市のウェブサイトに掲載しなければならない。この場合において、当該原稿は、次項の規定により定期号を発行するまでの間、インターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置かないものとする。

2 法務課長は、前項前段の規定により掲載された原稿に基づいて、イン

ターネットを利用する方法により定期号を発行するものとする。

- 3 主務課の長は、第1項前段の規定による手続を行う場合において、インターネットを利用する方法により一般に周知させることに著しい支障があると認めるときは、定期号に登載する事項の原稿からその支障があると認める情報が記載されている部分を除くことができる。

(号外の発行)

第5条 主務課の長は、第3条ただし書の規定により臨時に発行する市報(以下「号外」という。)に登載する事項の原稿を決定し、法務課長の指定する方法により、当該原稿を本市のウェブサイトに掲載するとともに、インターネットを利用する方法により号外を発行するものとする。

- 2 前条第3項の規定は、号外について準用する。

(インターネットを利用する方法により号外を発行することができなくなつた場合の措置)

第6条 主務課の長は、災害等の事情が生じたことにより、前条第1項のインターネットを利用する方法により号外を発行することができなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、法務課長の指定する方法により、号外に登載する事項を記載した文書を掲示場に掲示することにより号外を発行することができる。

- 2 主務課の長は、前項の規定により発行した号外について、その発行後に前条第1項のインターネットを利用する方法により号外を発行することができることとなつたときは、法務課長の指定する方法により公表しなければならない。

第7条を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 広島市報の発行に関し必要な手続その他必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。